

参考様式 6 (第 7 条関係・公表用)

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称 :

	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
1	『最小の経費で最大の効果を上げる』事が企業の使命であるが、現在なお、配水量に対し有収水量の少ない現状では、その解決こそ優先するべきで、前回の値上げ以降、老朽管及び石綿管の更新延長は幾らで、その経費が幾らであったかの説明が無く、今後の老朽管及び石綿管の更新に必要な年度ごとの財源の捻出方法の説明もないが、	無	<p>前回の料金改定以降である平成 25 年度から平成 29 年度までの老朽管及び石綿管の更新延長及び事業費につきましては、平成 25 年度が更新延長 834m、事業費 111,291,600 円。平成 26 年度が更新延長 1,472m、事業費 104,580,720 円。平成 27 年度が更新延長 796m、事業費 64,028,880 円。平成 28 年度が更新延長 715m、事業費 49,999,680 円。平成 29 年度が更新延長 807m、事業費 88,344,000 円であり、更新延長合計は 4,624m、事業費合計は 418,244,880 円であります。</p> <p>なお、今回の水道料金算定期間である平成 31 年度から平成 35 年度までの管路の新規布設及び更新事業の事業費は総額で 657,490,000 円を予定しており、それに対し財源として企業債 620,500,000 円、分担金 21,411,000 円、一般会計負担金 11,440,000 円、損益勘定留保資金 4,139,000 円を予定しております。</p>	
2	現在の浄水場の建設は平成 16 年度頃、それまでの急速濾過方式では健康上に問題があることから、石巻や白石、東京都の『緩速濾過方式を学び』議員提議として行なったものであるが、当時から、	無	宮城県企業局が行う大崎広域水道用水供給事業から購入する「受水」と、浄水施設の経費の比較については、平成 29 年度の「受水」の単価が 1 m ³ 当たり 122.45 円に対し、浄水施設の経費の単価が 1 m ³ 当たり 131.95 円となり、浄水施設の経費の単価が割高となっています。	

	宮城県が浄水する水道水の割り当てがあり、それを利用するとすれば、現在の濾過施設の大きさがどうか疑問があり、浄化施設の利用及び維持費と人件費等を合わせ、県水の利用との経済的な比較を行なってきたか、		なお、浄水施設の経費の単価については、非現金支出である減価償却費を含めて積算しており、減価償却費を除いた現金支出のみの浄水施設の経費の単価は1㎡当たり104.07円となり、浄水施設の経費の単価が割安となります。	
3	(案)のP12に於て、平成31年度の営業収益を661,502千円と見込んでいるが、平成27年度決算は633,439千円であり、値上げ後の増額は『8,173万円』の『1.3%』であり、P15の説明にとに違いは無いか、	無	平成31年度の営業収益と平成27年度決算額を比較した場合、値上げ後の増額は『8,173万円』とはなりません。「8,173万円」は、どのように算出したのか不明のため、ご回答できません。また、「水道料金の改定(案)について」の15ページのどのような説明内容と比較しているのか不明のためご回答できません。	
4	年間の収益が6億円程度の企業が30億円を超える債務のあることに問題があり、その減少にこそ努力をするべきで現状を変える必要があり、差し当り、地方財政法第6条による水道会計への支援による債務の減少を行なう可きであると考えるがどうか、	無	平成29年度末の企業債残高は3,551,266,278円であり、美里町水道事業の経営を圧迫する要因となっており、ご指摘のとおり企業債残高の減少の努力が必要となります。 そのため、今回の水道料金改定案の策定に当たっては、企業債の借入と償還のバランスを考慮し、水道料金算定期間の最終年度である平成35年度末の企業債残高を3,072,359,635円とし、平成29年度末企業債残高から478,906,643円が減少する計画としております。	
5	水道事業が地方公営企業に該当する場合でも、地方公営企業法の第17条等を利用し、一般会計からの支援を早急に行なうべきであるが、	無	地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則では、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費や、経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難な経費について、一般会計及び特別会計が負担すべき経費と規定しておりますが、これらの経費以外のものについては地方公営企業の	

			<p>経営に伴う収入をもつて充てなければならないとされております。</p> <p>なお、一般会計及び特別会計が負担すべき経費については、具体的には毎年度総務省より示される「地方公営企業繰出金について（通知）」が算定根拠となっており、今回の水道料金改定案の策定に当たっては、「平成30年度地方公営企業繰出金について（通知）」を算定根拠とし繰入金の積算を行っております。</p>	
6	<p>町民に理解・協力を求める場合は、納得のできる資料の提示が必要であり、他の市町村の水道料金の提示の無いこと等は手落ちでもある。早急に提示をするべきであるが、</p>	無	<p>水道事業は、市町村単位で経営されており、自然的、地理的要因により水源の位置、水源の種類（河川水、地下水、広域水道からの受水等）、水質の良否などに異なり、各家庭までの供給コストに開きがあるため、市町村によって水道料金は差異があります。そのため、他の市町村の水道料金は提示しておりませんでした。なお、参考まで、近隣市町の水道料金は、（別表）近隣市町の水道料金表のとおりです。</p>	
7	<p>資料に『上下水道経営審議会の審議結果を受けて・・・』とあるが、その審議会の開催されたことや審議の内容を知ることのできた町民がどれほど居るのだろうか、しかも、その審議結果によって料金の引き上げが行なわれたとすれば、その審議委員にも『町民に説明する責任があるはず』で、若し、この事で町民への説明会を行う場合は委員らに出席を求める考えがあるのか、</p>	無	<p>審議会の開催状況は、町のホームページで開催の都度、お知らせすることとしておりましたが、審議会の会議録の公表については、議事内容の確認が遅れたため、ホームページへの掲載時期が遅れたこととお詫びします。</p> <p>また、美里町上下水道事業経営審議会委員には、水道料金（案）に関して、水道料金の公正妥当性、適正な原価、健全経営の確保が図られているか、など諮問した内容を調査審議し、意見をいただくものであります。町はその答申を受けて水道料金改定を最終判断し、町議会に提案して議決をいただくこととなります。水道料金を改定する説明責任は、町にありますので、町民への説明会を行う際</p>	

			に審議会委員の出席を求める考えはありません。	
8	意見に対する回答は『町のホームページ』に出すとあるが、ホームページの見られない人はどうするのか、差別の解消が盛んな時、そのような事で良いはずは無いと思うが、	無	パブリックコメントで意見をいただいた回答については、ホームページの他、庁舎にある行政情報コーナー、各コミュニティセンター、水道事業所でも公表いたします。	

(別表) 近隣市町の水道料金表

単位: 円/月(税込)

市町	大崎市		登米市	涌谷町		美里町(改定案)	
	口径13mm	口径20mm	口径13mm・20mm	口径13mm	口径20mm	口径13mm	口径20mm
使用水量(m ³)							
0	1,047	2,176	1,296	1,450	2,910	1,160	2,490
5	1,542	2,671	2,016	2,200	3,660	2,250	3,580
10	2,037	3,166	2,736	2,940	4,400	3,350	4,680
20	3,907	5,036	5,256	5,200	6,660	5,620	6,950

消費税等は、税率8%で計算しています。なお、美里町(改定案)の水道料金について、「水道料金の改定(案)について」の15ページの水道料金の金額は、消費税等税率10%で計算していますので、本表の金額と異なります。

口径別料金体系を採用している市町の水道料金です。

